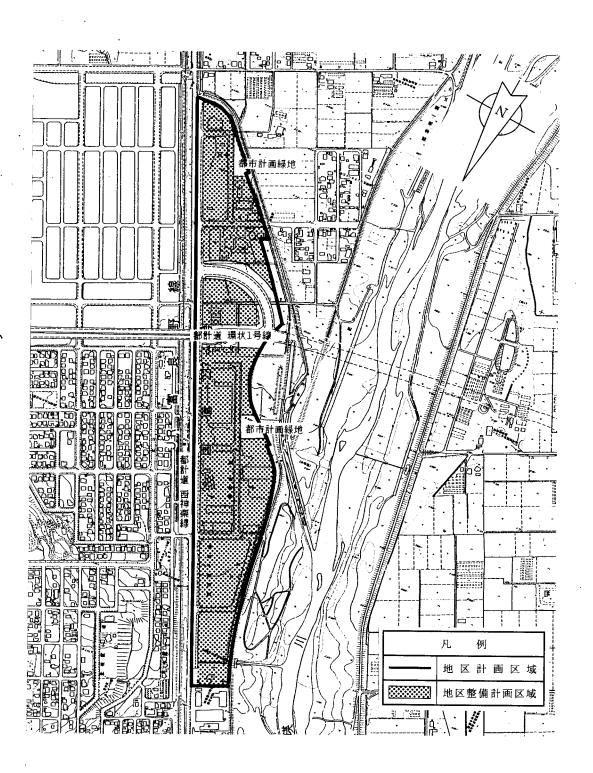


旭川圈都市計画 西神楽1線地区地区計画 計画図



旭川圏都市計画地区計画の変更(旭川市決定)

都市計画西神楽1線地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名称		西神楽 1 線地区地区計画		
位置		旭川市神楽岡14条7丁目の一部並びに神楽岡14条8丁目,神楽岡14条9丁目, 緑が丘南5条1丁目,緑が丘南5条2丁目,西御料5条1丁目及び西御料5条2丁目の 各全部		
区域		計画図表示のとおり		
面積		約19.5ヘクタール		
当地区計画の目標		当地区は、旭川市の中心部から南方約4キロメートルに位置し、都市計画道路「西神楽線」(国道237号線)、「環状1号線」(道道旭川環状線)に接する交通の利便性に恵まれた地区であり、業務地として宅地開発事業が進められてきた。 本計画では、当該宅地開発事業計画を基本として、製造業又はサービス業を主体とした業務地としての機能の維持・増進を図り、建築物等の用途の混在や敷地の細分化による業務環境の悪化を防止することにより、良好な業務市街地の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ,製造業又はサービス業を主体とした業務地とし,幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図る。		
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については , 宅地開発事業により整備された機能の維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 (1) 製造業又はサービス業を主体とした業務地としての業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 (2) 製造業又はサービス業などの業務地として、ゆとりある街並みの形成と健全で円滑な業務機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 (3) 業務地として適切な駐車スペースと緑化スペースが確保されるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 (4) 幹線道路の沿道として秩序ある景観形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告物の制限を定める。		

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		西神楽 1 線地区
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約14.9ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は,建築してはならない。 (1) 住宅(管理用のものを除く。) (2) 共同住宅,寄宿舎又は下宿 (3) 畜舎 (4) ホテル又は旅館 (5) マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場その他これらに類するもの (6) 劇場,映画館,演芸場又は観覧場 (7) 建築基準法別表第2(5)項第2号に掲げるもの (8) 建築基準法別表第2(リ)項第3号の(7),(8),(8の2),(8の3),(9),(10), (13)又は(13の2)に掲げる事業を営む工場
		建築物の敷地面積の 最低限度	400平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線(道路の隅切り部分を除く。)までの距離の最低限度は,次に掲げるとおりとする。 (1) 都市計画道路「環状1号線」の境界線 1メートル (2) 前号の道路以外の道路の境界線 3メートル (3) 隣地境界線 1メートル
		建築物等の形態又は 意匠の制限	広告物は,旭川市屋外広告物条例施行規則に定める第2種制限地域の許可の基準に適合するものでなければならない。
備考			1 この地区計画において、「広告物」とは、屋外広告物法(昭和24年法律 第189号)の屋外広告物又は屋外広告物を表示し、若しくは掲出する物件(建築物を除く。)をいうものとし、広告物に関する用語の意義は、旭川市屋外広告物条例(平成11年旭川市条例第57号)別表による。 2 前項に掲げる以外の用語の定義及び面積、高さ等の算定方法は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定による。ただし、この地区計画において、別に定めがある場合は、この限りでない。